

香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年9月20日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第46号

香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県使用料、手数料条例及び住民基本台帳法に基づく都道府県知事保存本人確認情報等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年香川県条例第28号）の施行期日は、令和6年12月12日とする。